

議案第232号

指定管理者の指定について

さいたま市新治ファミリーランドの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1
- (2) 名 称 さいたま市新治ファミリーランド

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区桜木町2丁目292番地1
- (2) 名 称 首都圏建物サービス協同組合
- (3) 代表者 代表理事 清雲 栄純

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで